

2020年3月13日

井口 譲二

## 「監査基準の改訂について」への意見書

本改訂は、機関投資家が開示資料を精査する際の有用性向上に資すると考え、賛同いたします。以下、理由を申し上げます。

### 「その他の記載内容」について

スチュワードシップ・コード導入により、中長期的な観点に基づく投資手法が機関投資家のメインストリームの運用手法となる中、企業価値算出の過程で中長期的なキャッシュフローの予測を行う必要があるため、財務情報とともに、記述情報の重要度も増しております。このような状況を背景に、金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにて、記述情報拡充に向けた議論が行われていると理解しております。ただ、残念ながら、企業の開示内容は、企業間で大きな格差があるため、正確性の担保に加え、説明力を高める記述内容の充実を促す必要があると考えております。この点において、今回の改訂案は重要な施策と考えております。

ひとつの例として、具体的に申し上げますと、すでに内閣府令の改訂で施行されている「役員報酬の開示」において開示が不足している（理解できない開示の）企業も多くあり、今回の監査基準の改訂を通じ、記述内容の充実が促されることを期待しております。

### 「リスクアプローチ」の強化について

日本企業は、近年、グローバル化のため、海外の事業（企業）の買収を行っておりますが、この結果として、多くの日本企業のバランスシートにおいて、のれんや無形資産が積み上がっております。のれん等自体を問題視いたしません、その基となっている、経営者の「会計上の見積もり」が甘い場合には、突然の大きな減損につながるため、この部分の監査の強化に資する取り組みは重要と考えます。

また、当監査基準の改訂とは、直接、関係はありませんが、投資家としては、予期せぬ減損が発生するという事象自体が望ましくなく、開示書類を通じ、事前に予想できる状況が望ましいと考えております。会計基準では、日本の会計基準においては投資家にとって厳しい状況（IFRSでは減損テストで仮定などが開示される）ですので、早期に会計基準の整備が必要と考えます。（現状、日本基準において策定途上にあるとは認識しております）。また、当会計基準をコンプライアンス的なものにとらえず、内閣府令

の改訂に伴い設定される、「重要な会計上の見積もり」の箇所も活用し、利用者に資する開示が行われることが必要と考えます。さらに、内閣府令の改訂に伴い設定された「監査の状況」の箇所において、監査役の経営者の「会計上の見積もり」などに対する判断・見解などが開示されることも、投資家にとって、非常に重要と考えます。

以上でございます、よろしくお願い申し上げます。

井口